

徳島県蔵本公園
徳島県鳴門総合運動公園
及び徳島県立中央武道館
指定管理者募集要項

令和7年7月
徳島県観光スポーツ文化部
スポーツ振興課

目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	1
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲及び実施区域	4
3	管理の基準	4
4	指定期間	5
5	業務に必要な経費	5
第3	申請資格	5
第4	申請方法等	6
1	募集要項の公表及び配布期間	6
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール	7
3	申請書類の提出	8
4	申請書類の作成要領	9
第5	審査方法等	12
1	審査の方法	12
2	審査の日程	12
3	審査の基準	12
4	指定管理者の候補の選定	12
第6	指定管理者の指定及び協定締結	12
1	指定管理者の指定	12
2	協定の締結	13
第7	留意事項	13
1	事業の継続が困難となった場合の措置	13
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	13
3	申請書類等の取り扱い	14
4	費用負担	14
5	その他	14

**徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び
徳島県立中央武道館指定管理者募集要項**

第１ 募集の目的

徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館（以下「本件施設」という。）は、県民憩いの場及び県民スポーツの中核的な役割を有する施設として、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的として設置されています。

このたび、徳島県（以下「県」という。）は、本件施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１６年徳島県条例第５０号）、徳島県都市公園条例（昭和３３年徳島県条例第２０号）及び徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和６３年徳島県条例第２６号）の規定に基づき、以下により本件施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第２ 募集の内容

１ 施設の概要

名 称	徳島県蔵本公園
所在地	徳島市庄町一丁目７６番地の２
設置日	昭和２７年５月１９日
施設規模	供用面積９．１ha
主要施設 施設規模	野球場　：面積 23,142m ² 内野　黒土、　外野　天然芝、　両翼 100m　、センター長 116m 収容人数　　10,476 人（内野 5,976 人、外野 4,500 人） 夜間照明　　有（内野 500lux、外野 300lux） スコアボード、球速表示器 1 階　管理事務所　会議室（90m ² ）　トレーニング室（238m ² ） 屋内ピッチング練習場　ロッカー　休憩室　更衣室 シャワー室　切符売場　倉庫　放送室　記録室　審判員室 役員室　記者室　カメラマン室　宿直室　医務室　選手控室 ダッグアウト 2 階　体育ホール（578m ² ）　器具庫　更衣室 3 階　放送室　特別室

	プール
	：面積 5,687m ² 観覧席数 1,420 席
	50m プール 8 コース公認競技用 50m×20m 水深 1.8m～1.6m
	25m プール 7 コース 25m×15m 水深 1.2m～1.1m
	飛込プール 20m×20m 水深 5m
	ジュニアプール 7 コース 25m×15m 水深 0.45m
	管理棟 1 階 チケット売場 管理室 記録室 放送室 会議室
	救護室 給湯室 相談室 招集室 授乳室
	更衣室 パウダールーム 脱衣室
	シャワーブース 器具庫
	2 階 ミーティングルーム 倉庫
	庭球場
	：面積 13,530m ² コート 7,866m ² 砂入り人工芝 10 面
	収容人数 1,500 人 夜間照明有り
	クラブハウス 1 階 更衣室 倉庫
	2 階 会議室 湯沸室 洗面所
	相撲場：面積 720m ² 収容人数 300 人 土俵 R4.55m
	観覧席 566m ² 更衣室 シャワー室
	公園施設：ちびっ子広場、園路、花壇、駐車場、遊具 等

名 称	徳島県鳴門総合運動公園
所在地	鳴門市撫養町立岩字四枚 6 1 番地
設置日	昭和 4 4 年 5 月 2 0 日
施設規模	公園面積：25.6 ha
主要施設 施設規模	陸上競技場 ：面積 32,354m ² 日本陸連第 1 種公認 WA-Class II 認証 収容人数 19,514 人 夜間照明 有（平均照度 1,500lux） トラック 1 周 400m 9 コース（全天候型舗装） フィールド 天然芝 走幅跳 三段跳 棒高跳 各 4 箇所 砲丸投 3 箇所 走高跳 やり投 円盤投 ハンマー投 各 2 箇所 場内各室 1 階 （メインスタンド側） 事務室 会議室 宿直室 浴室 医務室 更衣室 放送室 シャワー室 器具庫 電気室 ボイラー室 ポンプ室 雨天練習室 ドーピング検査室 倉庫 詰所 （バックスタンド側） 室外機置場 防災倉庫 倉庫 受水槽室 チケット売場 2 階 （メインスタンド側） 合宿室（9 室） 売店（2 ヲ所） 浴室 （バックスタンド側）

	売店（6ヵ所） 医務室 倉庫 授乳室 3階 貴賓室 随員室 4階 大型映像装置操作室 司令室 放送室 メインスタンド 写真判定塔 南サブスタンド 大型映像装置 第二陸上競技場： 面積 13,627m² 日本陸連第3種公認施設 トラック 1周 400m 8コース（全天候型舗装） フィールド 天然芝 夜間照明 有 場内各室 倉庫 野球場 ※令和7年7月現在、本施設は内野スタンド棟の改築工事等により、利用を休止していますが、本施設は、指定管理者が管理する施設に含みます。別添資料⑥。 体育館： 面積 6,553m² メインアリーナ 2,500m² 収容人数 1,500人 サブアリーナ 836m² クライミングウォール H12m×4m 場内各室 1階 事務室 応接室 役員室 選手控室 医務室 器具庫 トレーニング室（433m²） 体力相談室 2階 視聴覚室（307m²） 資料室 3階 研修室（270m²） 放送室 指導員室 武道館： 面積 2,675m² アリーナ 1,075m² 収容人数 500人 サブ道場 122m²×2室 付属施設 事務室 会議室 予備室 保健室 師範室 倉庫 防具室 シャワー室 更衣室 放送室 弓道場： 面積 765m² 近的12人立 遠的6人立 収容人数 100人 付属施設 巻藁室 指導員室 控室 更衣室 湯沸室 庭球場： 面積 9,200m² 収容人員 1,000人（芝生） コート 2,660m² 砂入り人工芝4面 付属施設 器具収納室 球技場： 面積 21,966m² 天然芝 収容人数 2,200人 フィールド 12,464m² 管理棟 1階 更衣室2室 シャワー室2室 便所 2階 会議室 放送室
--	---

	相撲場：面積 860m ² 収容人数 500 人（芝生）
	集会所：面積 455m ² 収容人数 100 人 付属施設 和室 3 台所 水や 茶室
	公園施設：園路、こども広場、ひょうたん池、遊歩道、駐車場 等

名 称	徳島県立中央武道館
所在地	徳島市徳島町城内 6 番地
設置日	昭和 6 3 年 9 月 2 3 日
主要施設 施設規模	建設面積 1,449.61m ² 延面積 2,539.35m ² 柔剣道場棟：建築面積 1,028.51m ² 延面積 2,011.37m ² 1 階 柔道場（2 面・240 畳敷） 観覧席 196 席 師範控室 事務室 2 階 剣道場（2 面） 観覧席 226 席 師範控室 地階 シャワー室（2 室） 更衣室（3 室） 弓道場棟：建築面積 421.1m ² 延面積 527.98m ² 1 階 射場（近的 6 人立） 的場 矢取道 師範控室 巻藁室 選手控室 2 階 研修室（和室 31.5 畳 1 室 6 畳 2 室） 浴室

2 指定管理者が行う業務の範囲及び実施区域

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細については、別添資料①「徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

業務全般としては、徳島県都市公園条例第 2 条の 2 各号に掲げる次の業務及び徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例第 4 条各号に掲げる業務です。

具体的には以下の業務を実施するものとします。

- （１）本件施設の維持管理に関する業務
- （２）本件施設の利用の許可又は承認に関する業務（公園部分の占用及び行為の許可は除く。）
- （３）本件施設の使用料の徴収に関する業務
- （４）本件施設を利用したスポーツの健康の保持増進及び普及振興に関する業務
- （５）その他本件施設の管理に関し、県が必要と認める業務

3 管理の基準

徳島県都市公園条例、徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例において、供用日及び供用時間等に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載

しておりますので、この基準に基づいて申請を行ってください。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した事業計画書に記載された指定管理料に消費税及び地方消費税を乗せた額を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、事業計画書の見積もりにあたっては、下記のとおり基準額を設定しますので、基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

上限基準額
令和8年度から令和12年度まで
各年度に 490,047,000 円

※ 税抜きでは445,497,273円／年度

※上記の上限基準額には、本施設の修繕費・備品購入費（スポーツ施設6,558万円、公園施設810万円の計7,368万円（税抜））を含みます。

※指定期間中に本件施設の管理運営業務に関して提供するサービスの水準、賃金水準又は物価水準の変動等により、指定管理料が不適当と認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の要否や金額等については協議のうえ決定するものとします。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、本件施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる（1）及び（2）のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、当該参加グループに（1）の要件を満たす構成員を含めるとともに、すべての構成員が（2）のすべての要件を満たす必要があります。

（1）徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること。

（2）法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当す

- る者（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消を受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- カ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和7年7月30日(水)より県のホームページ上で公表します。

なお、その他の関係書類は「第3 申請資格（（1）を除く）。」満たす者を対象に、スポーツ振興課において、令和7年7月30日（水）から9月9日（火）までの午前10時から午後5時まで窓口・郵送・電子データにより配布を行います（土日及び祝日は除きます。）。

郵送を希望する場合は510円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角形2号A4判用）と必要事項を記入した「指定管理者募集参考資料提供申込書」を同封の上、スポーツ振興課まで請求してください（9月4日必着）。

電子データを希望する場合は、「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入の上、スポーツ振興課まで提出してください。

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

（1）現地説明会の開催

日時・集合場所

ア 第1回現地説明会

（ア）日 時：令和7年8月18日（月）午前10時から

集合場所：鳴門総合運動公園体育館前

（イ）日 時：令和7年8月18日（月）午後1時から

集合場所：中央武道館玄関前

（ウ）日 時：令和7年8月18日（月）午後3時から

集合場所：蔵本公園事務所前

イ 第2回現地説明会

（ア）日 時：令和7年8月25日（月）午前10時から

集合場所：鳴門総合運動公園体育館前

（イ）日 時：令和7年8月25日（月）午後1時から

集合場所：中央武道館玄関前

（ウ）日 時：令和7年8月25日（月）午後3時から

集合場所：蔵本公園事務所前

参加申込：様式1に、必要事項を記入の上、郵送又は電子メールにより、スポーツ振興課宛にお送りください。

申込締切

ア 第1回現地説明会及び第2回現地説明会

令和7年8月15日（金）午後5時まで

留意事項：・両日とも説明内容は同じですので、指定管理者に申請する予定の方は、どちらか一方の日程で可能な限り参加してください。

・参加人数については、制限することがあります。

・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、スポーツ振興課で配布いたします。

(2) 募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和7年9月8日（月）午後5時まで

質問方法：質問書（様式2）により、郵送又は電子メールにより、
スポーツ振興課宛にお送りください。

回答方法：受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページ
にて回答する予定です。

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）までの
午前10時～午後5時まで（ただし、土日及び祝日は除きます。）

受付場所：徳島県観光スポーツ文化振興課（県庁7階）

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、
郵送の場合、9月30日（火）午後5時までに到着分とします。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本15部を提出して下さい。

(3) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
- ウ 参加グループ構成員表（参加グループの場合）・・・・・・（様式5）
- エ 参加グループ協定書の写し（参加グループの場合）・・・・・・（様式6）
- オ 参加グループ委任状（参加グループの場合）・・・・・・（様式7）
- カ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-1）
- キ 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-2）
- ク 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）

（ア）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（イ）法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者
の住民票の写し

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業
報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立す
る法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれ
に類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、
設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等に
あっては、前事業年度に係る書類を提出してください。）

（エ）徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費
税に関する過去3年分の納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の
法人にあっては、提出を要しないものとします。）

- ケ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式10-1～10-13）

(4) 留意事項

申請書類を郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。（スポーツ振興課 088-621-3237）

4 申請書類の作成要領

申請書類はA4判とします。

様式については、別添資料④のとおりです。

(1) 様式9について

申請者の過去3箇年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください（公園スポーツ施設又は社会教育施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）。

本様式は、1ページを上限に、MS WORD とし、10.5 ポイント活字で作成してください。

(2) 事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成にあたっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ 事業計画書（様式 10-1～10-13）はモノクロで作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式 10-7 及び様式 10-8 については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は、様式 10-5-①以外はMS WORD とし、10.5 ポイント活字で作成し、様式 10-5-①はMS EXCEL を使用して作成し、その内容を記録したCD-R を添付して提出してください。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(3) 事業計画書各様式の作成について

様式 10-1（施設の管理運営方針）

本件施設の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「施設管理における費用対効果の向上」について、民間事業者のノウハウをどのように活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式 10-2（利用者ニーズの把握・分析とその活用）

本件施設の設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握と分析を行い、その結果を管理運営に活用させるか、具体的かつ現実的に記入してください。

様式 10-3（スポーツ振興事業の企画・実施）

本件施設の設置目的を踏まえつつ、本件施設を利用したスポーツの普及振興及び健康の保持増進につながるスポーツ振興事業の計画と、本件施設間の連携について、具体的かつ現実的に記入してください。

様式 10-4（適正な維持管理）

本件施設の日常的、定期的な安全管理、美化対策、植栽管理、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを、指定管理者として目指す本件施設の将来像とともに、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意、A 3 判又はA 4 判）を作成してください。

様式 10-5-①（収支計画書）

本件施設を管理運営するにあたっての収支計画（5 年間分）を収入、支出の項目ごとに記入してください。

過去 3 年間の管理運営費の状況については、参考資料②を参照してください。

様式 10-5-②（収支計画書）

表に掲げる支出の項目ごとに効率的な管理運営についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

様式 10-6（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の 4 項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、本件施設の各施設にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式 10-7）及び「協力法人一覧」（様式 10-8）を作成してください。

様式 10-7-①（職員体制）

本件施設内に配置する予定の職員すべてについて記入してください。

様式 10-7-②（職員体制）

様式 10-7-①に記載した職員（派遣職員を除く）について記載してください。
また、就業規則等の労働条件や服務規律がわかる資料を添付してください。

様式 10-8（協力法人一覧）

業務を遂行するにあたって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人名等について記入してください。該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

様式 10-9（地域への貢献）

地元雇用及び地元企業への業務の委託について、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。様式 10-8 に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

様式 10-10（地域との連携）

地域の関連団体（市町村、競技団体、学校体育団体、自治会、ボランティア団体、地元企業、本県に拠点を置くプロスポーツチーム等）とどのように連携して本件施設を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

様式 10-11（安全管理）

安全管理について、情報管理、事故予防、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育等について、その考え方を記入してください。

個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式 10-12（環境への配慮）

本件施設の管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記入してください。

様式 10-13（総括表）

様式 9 及び様式 10-1～10-12 の内容を、項目ごとに特にアピールしたい点について、計 100 字以内（厳守）で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。

第5 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な者を選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

なお、申請者が多数の場合は、書類による一次審査を経た後、ヒアリング等による二次審査を行う場合があります。

2 審査の日程

審査は、令和7年10月上旬から中旬を予定しています。ヒアリング等を行う場合は、令和7年10月上旬から中旬に実施します。

3 審査の基準

審査は、以下に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準については、別添資料③を参照ください。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本件施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に基づく本件施設の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他、県が本件施設の設置の目的を達成するために必要と認める事項。

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会が選定した者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和7年11月中旬頃を目途に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。同時に結果は、県のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合において、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、ご承知おきください。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、県は、指定管

理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を賠償しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料②のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消し、又は管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本件施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本件施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 選定委員会委員への配布

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布します。

(5) 返却

提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和7年10月2日(木)までに(様式3-2)により申し出てください。

(2) 問合せ及び申請書提出先

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課 施設担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-3237 FAX 088-621-2819

メールアドレス sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 本施設は、県が実施する大規模改修や別の県事業の実施等により、機能や仕様が変更される場合があります。

(4) 県内雇用等への配慮

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して県民の雇用を図るとともに、施設職員の雇用の安定性についても配慮してください。

(5) 本件施設の管理運営業務に当たり、賃金や調達価格の変動、税法改正による消費税の税率変更などについては、予算編成過程を通じて適切に対応します。利用者負担の適正化等を踏まえ、指定管理期間中に施設使用料の見直しを行うことがあります。

- 別添資料① 管理運營業務要求水準書
- 別添資料② 徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び
徳島県立中央武道館の管理運営に関する基本協定書（案）
- 別添資料③ 審査基準
- 別添資料④ 様式集
- 別添資料⑤ 指定管理者募集スケジュール
- 別添資料⑥ 鳴門総合運動公園野球場内野スタンドの改築工事等について